

監査報告書

学校法人ヒラタ学園
理事会・評議委員会御中

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人ヒラタ学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のない事を認めます。

以上

令和7年5月29日

監 事 田代 一男



監 事 北林 勲

